

## 令和8年度丹波市商工会雇用維持安定支援事業のお知らせ

① 従業員教育訓練	教育訓練支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員事業所が公的機関または公的機関に準じる機関が実施する、業務に直接関係する講習会、職業訓練、技能講習等に参加した場合の受講料及びテキスト代、業務に直接関係する資格、免許取得のための受講料を補助する。(但し、通信教育、入会金、受験料、授業料、年会費、登録料、材料代等は対象外) ※補助対象経費は<b>税抜き</b>とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人1回につき補助対象経費に<b>0.5</b>を乗じて得た金額</li> <li>・1事業所に対する補助の合計額は<b>10万円を限度</b>とする。</li> </ul>
	女性従業員教育訓練支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員事業所の女性従業員が公的機関または公的機関に準じる機関が実施する、業務に直接関係する講習会、職業訓練、技能講習等に参加した場合の受講料及びテキスト代、業務に直接関係する資格、免許取得のための受講料を補助する。(但し、通信教育、入会金、受験料、授業料、年会費、登録料、材料代等は対象外) ※補助対象経費は<b>税抜き</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人1回につき補助対象経費に<b>0.8</b>を乗じて得た金額</li> <li>・1事業所に対する補助の合計額は<b>10万円を限度</b>とする。</li> </ul>
	社内研修会支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員事業所が実施する新入社員研修、管理職研修、労働安全衛生法で定める教育等、業務に直接必要な知識・技能を習得する事を目的とする研修について、外部から招聘する講師謝金、旅費、講習会に必要なテキスト代等に要する経費を補助する。 ※補助対象経費は<b>税抜き</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業所に対する補助金額は、補助対象経費に<b>0.5</b>を乗じて得た金額</li> <li>・1事業所に対する補助の合計額は<b>10万円を限度</b>とする。</li> <li>・複数の事業所が共同して実施する場合は1事業所の事業とみなす。(参加費等を徴収する事業は対象外)</li> </ul>
② 定期健康診断受診促進	労務管理支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員事業所が労働安全衛生法第66条において実施する従業員の法定健康診断検診料の軽減及び受診者の増加を図ることを目的として検診料の一部を助成する。 ※補助対象経費は<b>税抜き</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の金額は、一人2千円以上の受診料について一人<b>1,500円</b>を助成(1事業所<b>20万円(年間)</b>を限度とする。)</li> <li>・一人1回限りとする(但し、他の機関から助成金を受け一人2千円未満となった場合は対象外とする)商工会健康診断・企業健康診断・医療施設健康診断</li> </ul>

### 《申請にあたって》

- ・上記、支援事業の補助対象経費は全て**税抜き**とします。
- ・本事業の実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までになります。但し、定期健康診断助成金については、令和9年3月19日までに申請兼請求書をご提出ください。
- ・本事業の受給にあたっては、必ず事前に申請書等の提出が必要です。事前の申請がない場合助成対象外になりますのでご注意ください。
- ・助成対象人数は、商工会費の基準となる従業員数以内とします。

### 《事業報告・助成金の請求にあたって》

- ・実施後1ヶ月以内に報告書、請求書の提出を行ってください。
- ・受講料、講師謝金、検診受診料金等の支払いは原則振込支払いに限ります。
- ・※ネットバンキング利用の場合、振込完了済みの画面を印刷して提出してください。

### 《年度末の申請・報告・請求について》

- ・年度末(3月)に実施する場合は、3月31日までに事業終了、経費支払、事業報告並びに助成金請求書を提出したものに限りです。
- ・次年度開催の事業申請につきましては、4月1日以降に提出してください。

《その他》・申請書、報告書、請求書の様式は丹波市商工会ホームページ <http://tanba.or.jp/> からダウンロードできます。事業詳細等については、事前に丹波市商工会にお問合せ下さい。(電話 82-3476)